

第

2

章

---

## 基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の目標
- 6 計画における重点事項
- 7 計画の推進について
- 8 計画の進行管理

# 1 計画の目的

---

さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

# 2 計画の基本理念

---

男女共同参画社会の形成には、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要であるため、第1次プラン・第2次プランで掲げてきた次の基本理念を引き続き尊重し、計画を推進します。

ひと ひと  
女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい 共に生きるさいたま市の実現

# 3 計画の位置付け

---

- ◇「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。
- ◇「男女共同参画社会基本法\*」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

# 4 計画の期間

---

第3次プランの計画期間は、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間とします。


なお、期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第3次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の目標

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第3条（基本目標）の内容を踏まえ、9つの目標を設定し、施策・事業を展開します。

### <計画の目標>

- I 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり
- II 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程\*への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり
- V だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VI 女性に対する暴力のないまちづくり
- VII 男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり
- VIII 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり
- IX 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり



### さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

#### <目的>（第1条）

- ・豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与

#### <基本目標>（第3条）

- 男女平等と人権尊重をすすめるまちづくり
- 固定的な性別役割分担意識\*に基づく、社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方が選択できるまちづくり
- 政策・方針等の立案や決定の場へ共に参画できるまちづくり
- 家庭生活と社会生活を両立することができるまちづくり
- 男女が互いの性を理解し、性と生殖に関し自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり
- 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

## 6 計画における重点事項

男女共同参画の推進にあたって、最近の男女共同参画に関する動向や第2次プランでの市の取組を踏まえて、次の5つを第3次プランの重点事項とします。

### 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*は、年齢や性別にかかわらず、健康を維持し、仕事と、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画などを通して、自己実現を図ることを可能にするとともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らすための家庭責任を果たしていく上でも重要となります。

仕事と生活の調和を実現するため、意識啓発による社会気運の醸成を図るとともに、市民や事業者に対する取組を促進することにより、長時間労働などを前提とした従来の働き方を見直し、男性の家事・育児への参画や職場環境の整備などを推進します。

#### <具体的施策>

##### 目標Ⅳ－施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 （推進事業例）

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業（継続）
- ・積極的な取組を行っている企業等への認証制度の実施（新規）
- ・職員ハンドブックによる啓発（新規）

## 2 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

就業は、経済的自立のために必要なことであるとともに、自己実現にもつながるものです。わが国では、少子高齢化に伴い生産年齢人口の減少が進行し、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものと憂慮されています。一方で、人口減少と少子高齢化が進む中、潜在的労働力である女性の就業と活躍が期待されており、女性の経済的自立の促進が必要です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識\*は根強く残っており、女性の多くは、結婚、出産・子育て期に就業を中断し、子育て後の再就職が難しく、雇用形態の不安定な仕事に就き、経済的自立の困難に直面しがちです。

女性が経済的に自立し、結婚・出産・子育て・介護などにより就業が中断されることなく継続できるように、「M字カーブ\*問題」の解消に向けて、雇用などにおける男女の均等な機会の保障と待遇の確保、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組めます。

### <具体的施策>

#### 目標Ⅳ－施策の方向4 女性の経済的自立と

#### 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

(推進事業例)

- ・再就職支援のための講座等の開催（継続）
- ・事業所内保育施設推進事業（継続－新規位置付け※）
- ・キャリア教育\*の推進（継続－新規位置付け※）

※「継続－新規位置付け」

第2次プランから継続する事業であるが、新たに重点事項として位置付けたもの。

### 3 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男女が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかしながら、男性の多くは男女共同参画を「女性の問題」や「女性が働くための条件整備」などと捉え、「男性自らの問題」でもあるという意識を持っていない状況があります。固定的な性別役割分担意識\*が強く残る職場では、男性の長時間労働、育児休業を取得することへの遠慮や周囲から理解が得られないことなどが影響して、育児や介護への関わりが困難になっています。一方で、「男性が家計の支え手」という意識による負担は、中高年の男性の自殺率が高いという問題の一因ともなっています。

これらを解決するためには、男性自身が固定的な性別役割分担意識の解消を図る必要があることから、「男性にとっての男女共同参画」の意義についての理解を促進します。また、男性にもたらされる重圧や心身の健康問題の解決・軽減などへの支援を推進します。

#### <具体的施策>

#### 目標Ⅱ－施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

(推進事業例)

- ・男性のための講座の開催（継続）
- ・ロールモデル\*の発掘・育成と情報提供（新規）
- ・子育てパパ応援プロジェクト（新規）
- ・男性の悩み電話相談の実施（新規）

## 4 地域における男女共同参画の推進

地域社会は、市民にとって身近な暮らしの場ですが、近年は、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、核家族化や地域住民の交流の希薄化が進み、地域社会の機能が低下し、子育てや介護で孤立し悩みを抱えている人も少なくありません。こうした問題の解消のため、地域での支え合いによる子育て・介護支援などを充実します。

また、地域における方針決定過程には、まだまだ特定の性・年齢層で担われている分野が多く存在し、女性はその個性や能力を発揮する機会は少ない状況にあり、地域での男女共同参画の推進が必要となります。

さらに、災害に対する備えのあるまちづくりに向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害対策の強化を図ります。

### <具体的施策>

#### 目標Ⅴ－施策の方向3 地域における男女共同参画の推進

(推進事業例)

- ・男女共同参画推進団体の活動への支援（継続）
- ・地域活動における男女共同参画の啓発（新規）
- ・地域活動団体への女性の積極的参画と女性役職者の登用促進（新規）
- ・介護者サロン・カフェの増設（新規）
- ・避難場所運営における男女共同参画の推進（新規）

## 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント\*など女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現にあたっての大きな妨げとなっていますが、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識\*や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的な問題があります。

女性に対する暴力を根絶するためには、市民に対する意識啓発を継続するとともに、被害者の早期発見と相談体制の充実、関係機関との連携協力の強化など、より一層の暴力防止対策と被害者支援の体制を整える必要があります。

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有するとともに、DV\*をはじめとするあらゆる暴力の防止と被害者の実情に応じた支援について、DV防止基本計画の内容と整合性を図りながら進めます。

### <具体的施策>

目標VI－施策の方向1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と

被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）

（推進事業例）

- ・女性に対する暴力防止のための情報提供（継続）
- ・相談体制の強化と周知（継続－新規位置付け※）

※「継続－新規位置付け」

第2次プランから継続する事業であるが、新たに重点事項として位置付けたもの。



## 7 計画の推進について

### (1) 推進の考え方 ― 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働 ―

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることと定められています。本計画の推進にあたっては、市・市民・事業者のそれぞれが次の役割を担うこととします。

#### 市

◎施策の策定・推進 ◎市民・事業者との連携

- 市民や事業者、市職員に対し「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進する
- 市民一人ひとりが能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備をすすめる
- 国や埼玉県などと十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施する

#### 市民

◎日常生活での推進 ◎市の施策への協力

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める
- 固定的な性別役割分担意識\*を見直し、家庭生活や職業、地域活動などにおいて、権利と責任をともに分かち合う
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に活動に参加する

#### 事業者

◎事業活動での推進 ◎市の施策への協力

- 地域社会の一員として、条例の趣旨などにのっとり、事業活動の中で積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に協力する

## (2) 推進の具体的方法

次の5つの点に留意して計画を推進します。

1	さいたま市男女共同参画推進本部 施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制のもとに関係する各局区等が連携して取り組みます。
2	指標(数値目標)の設定 計画を推進するための指標(数値目標)を設定します。
3	年次報告の作成と公表 毎年、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し、男女共同参画のまちづくりの推進状況と施策の実施状況を公表します。
4	さいたま市男女共同参画推進協議会 市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を、施策に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。
5	事業・数値目標の見直し 法制度の整備や事業の進捗に伴う新たな取組の追加、数値目標の見直しなどについては、計画期間の途中であっても、必要な対応を行います。

## 8 計画の進行管理

次の「PDCAサイクル」\*を確立・活用して計画の進行管理を行います。

